

事 務 連 絡
令和 2 年 9 月 9 日

各務原市内の介護保険サービス事業所
及び有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の長 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

有料老人ホーム等における入居者の医療・介護サービス等の利用について（周知）

平素より各務原市介護保険行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、厚生労働省及び岐阜県から事務連絡がありましたので、内容等ご確認いただきますようお願いいたします。

記

1 添付文書

- ・介護保険最新情報 Vol.872
有料老人ホーム等における入居者の医療・介護サービス等の利用について

2 留意点

- ・有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅（以下、「有料老人ホーム等」という。）において、入居者が希望する介護サービス等を不当に制限しないこと。
- ・有料老人ホーム等において、介護サービス事業所等が適切な感染防止対策を実施しているにもかかわらず、新型コロナウイルス感染の懸念を理由にサービス等の利用を制限することが不適切であること。

3 参考

- ・有料老人ホーム設置運営標準指導指針
- ・高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針
- ・介護保険最新情報 Vol.822

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（令和2年3月6日付事務連絡）」及び「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（令和2年4月7日付事務連絡）」に関する Q&A（その2）について

担当	各務原市健康福祉部介護保険課施設指導係 （大丸・山村）
電話番号	058-383-2067（直通）
FAX	058-383-6365（市代表）
Eメール	kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp （課代表）